

## 守谷市墓地等の経営の許可等に関する条例

平成24年3月28日

条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）第10条の規定による経営等の許可に係る墓地、納骨堂及び火葬場の設置場所及び構造設備の基準その他必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(墓地及び火葬場の設置場所の基準)

第3条 墓地及び火葬場の設置場所は、次に定めるところによらなければならない。ただし、市長が土地その他周囲の状況から支障がないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 国道、県道その他の主要道路、鉄道、軌道、河川、学校、病院又は人家から100メートル以上の距離にあること。
- (2) 高燥で、飲料水を汚染するおそれのない土地であること。

(墓地等の構造設備の基準)

第4条 墓地、納骨堂及び火葬場の構造設備は、それぞれ次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、市長が土地の状況、構造設備等から支障がないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 墓地にあつては、その周辺に塀等を設け、かつ、敷地内に雨水等が停留しないようにすること。
- (2) 納骨堂にあつては、その周囲に相当の空地を有するとともに、独立した耐火構造の建物とし、かつ、納骨装置には施錠ができること。
- (3) 火葬場にあつては、その周囲に塀等を設け、かつ、完全燃焼及び臭煙防

止構造の火葬炉並びに火葬に必要な附属施設を有すること。

(経営許可の基準)

第5条 市長は、墓地等の経営許可をするときは、経営の永続性、公共性及び非営利性を確保することができることを認めるときでなければ、当該許可をしてはならない。

(経営者の基準)

第6条 墓地等を経営する者（以下「経営者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

(1) 地方公共団体

(2) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第3号に規定する公益法人であって、かつ、墓地等の経営を目的として設立され、市内に主たる事務所（同法第7条第1項第2号の主たる事務所をいう。）を有し、継続して5年以上の活動実績を有する者

(3) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項に規定する宗教法人であって、市内に主たる事務所（同法第52条第1項の主たる事務所をいう。）を有し、継続して5年以上の活動実績を有する者

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が規則に定める経営者の基準を満たす者

(経営許可の申請)

第7条 法第10条第1項の規定による墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 敷地の所在、地番、地目及び面積

(3) 工事完了の予定年月日

(4) 申請の理由

(変更許可の申請)

第8条 法第10条第2項の規定による墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設の変更の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 前条第1号及び第2号に掲げる事項

(2) 変更の内容

(3) 変更に係る工事完了の予定年月日

(4) 変更の理由

(廃止許可の申請)

第9条 法第10条第2項の規定による墓地、納骨堂又は火葬場の廃止の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 第7条第1号及び第2号に掲げる事項

(2) 廃止の理由

(3) 廃止後の処理

(みなし許可に係る届出)

第10条 法第11条第1項又は第2項の規定により法第10条第1項の規定による経営の許可又は同条第2項の規定による変更若しくは廃止の許可があったものとみなされる処分があったときは、当該処分に係る墓地又は火葬場の経営者は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(工事完了届)

第11条 法第10条第1項の規定による経営の許可又は同条第2項の規定による変更の許可を受けた者は、当該許可に係る工事が完了したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月25日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。